

クラウドファンディング業務に関する協定書

社団ちたクラウドファンディング（以下「甲」という。）及び東浦町（以下「乙」という。）は、クラウドファンディング業務（以下「本業務」という。）の遂行に関して、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本業務遂行のため、甲及び乙の役割並びに権利及び義務を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において使用される以下の用語は、各々以下に定める意味を有する。

- （1） 「本業務」とは、クラウドファンディング運営会社のプラットフォーム上で提供するクラウドファンディングサービスを意味する。
- （2） 「プロジェクト」とは、クラウドファンディングサービス上で掲載されるクラウドファンディングの企画等を意味する。
- （3） 「プロジェクトオーナー」とは、プロジェクトの企画、管理、運営等の責任者となる者を意味する。

（役割）

第3条 甲及び乙は、本業務遂行に関し、以下のように役割を担うものとする。

- （1） 乙は、自己の判断により、プロジェクトオーナー候補を甲に紹介する。ただし、紹介した候補者がプロジェクトオーナーになることを保証するものではない。
- （2） 甲は、乙から紹介されたプロジェクトオーナー候補に対し、対面、電話等の手段を用いてヒヤリング調査を実施し、プロジェクトの内容を把握した上で、目標金額、リターン品、公開期間等について助言又は指導する。
- （3） プロジェクト公開後、甲及び乙は、プロジェクトオーナーのサポート及びプロジェクトのPRを協力して行う。
- （4） 甲の構成員である株式会社CAC、半田中央印刷株式会社及び知多信用金庫は、プロジェクトオーナーに対し、以下のサービスを提供する。
 - イ 株式会社CACの「CACチャンネル」への出演。ただし、株式会社CACの判断により、撮影及び放送不可の場合を除く。
 - ロ 半田中央印刷株式会社が、ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）にてプロジェクトの拡散を支援
 - ハ 知多信用金庫の営業店にて宣伝映像を放映（デジタルサイネージ）。ただし、知多信用金庫の判断により放映不可の場合を除く。
 - ニ PR用配布チラシのひな型提供
 - ホ 有料サービスの提供（動画撮影及び編集、スチール写真の撮影、紙媒体の制作及び印刷等）
 - ヘ その他

（手数料）

第4条 乙がプロジェクトオーナー候補を甲に紹介した場合、甲は、当該プロジェクトオーナーが本業務を利用して達成したプロジェクト毎の合計金額（あらかじめ設定した目標金額ではなく、現実集まった金額の合計額をいう。）から徴収される手数料について、甲が定める手数料20%から3%減額し、17%とする。

（免責事項）

第5条 プロジェクトオーナーが扱ったプロジェクトに関して、プロジェクトオーナーと支援者の間で発生した一切の紛争、トラブル等については、プロジェクトオーナーが自己の費用と責任において解決するものとし、甲又は乙は、一切の責任を負わない。

（反社会的勢力でないことの表明及び確約について）

第6条 甲又は乙は、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。また、表明内容に虚偽があった場合、甲又は乙は、催告せずに本協定を解除することができる。

- （1） 暴力団関係（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係企業をいう。）
 - （2） 右翼団体
 - （3） その他上記（1）、（2）に準ずる者又は上記（1）、（2）と密接な関係を有する者
- （秘密保持）

第7条 甲及び乙は、本業務に関して知り得た相手方、相手方の子会社、相手方の関連会社、相手方の役員、相手方の従業員、相手方の取引先等の事業情報、技術情報その他一切の情報を、管理担当者を置き、情報に接する者を制限して厳に秘密として管理し、本契約の目的にのみ使用して他の目的のために使用してはならない。ただし、以下の情報を除く。

- （1） 相手方が特に秘密情報とすることを要しない旨を開示時又は開示後に書面で指定した情報
- （2） 相手方の開示時点で、既に公知又は一般に入手可能であった情報
- （3） 相手方の開示後に、自己の行為によらずに公知又は一般に入手可能になった情報
- （4） 相手方の開示時点で、既に自己が所有していたことを証明し得る情報
- （5） 相手方の開示後に、秘密情報を用いずに自己が独自に開発したことを証明し得る情報
- （6） 第三者から秘密保持義務を課されることなく正当に入手した情報

令和3年12月1日

甲 社団ちたクラウドファンディング

半田市有楽町8丁目26番地の2

株式会社CAC

代表取締役社長 金澤 茂明

半田市潮干町1番地の21

半田中央印刷株式会社

代表取締役社長 竹倉 幹雄

半田市星崎町3丁目39番地の10

知多信用金庫

代表理事 齋藤 健一

乙 東浦町大字緒川字政所20番地

東浦町

東浦町長 神谷 明彦